

稲わら等における 農薬の残留基準値の設定

平成20年12月24日

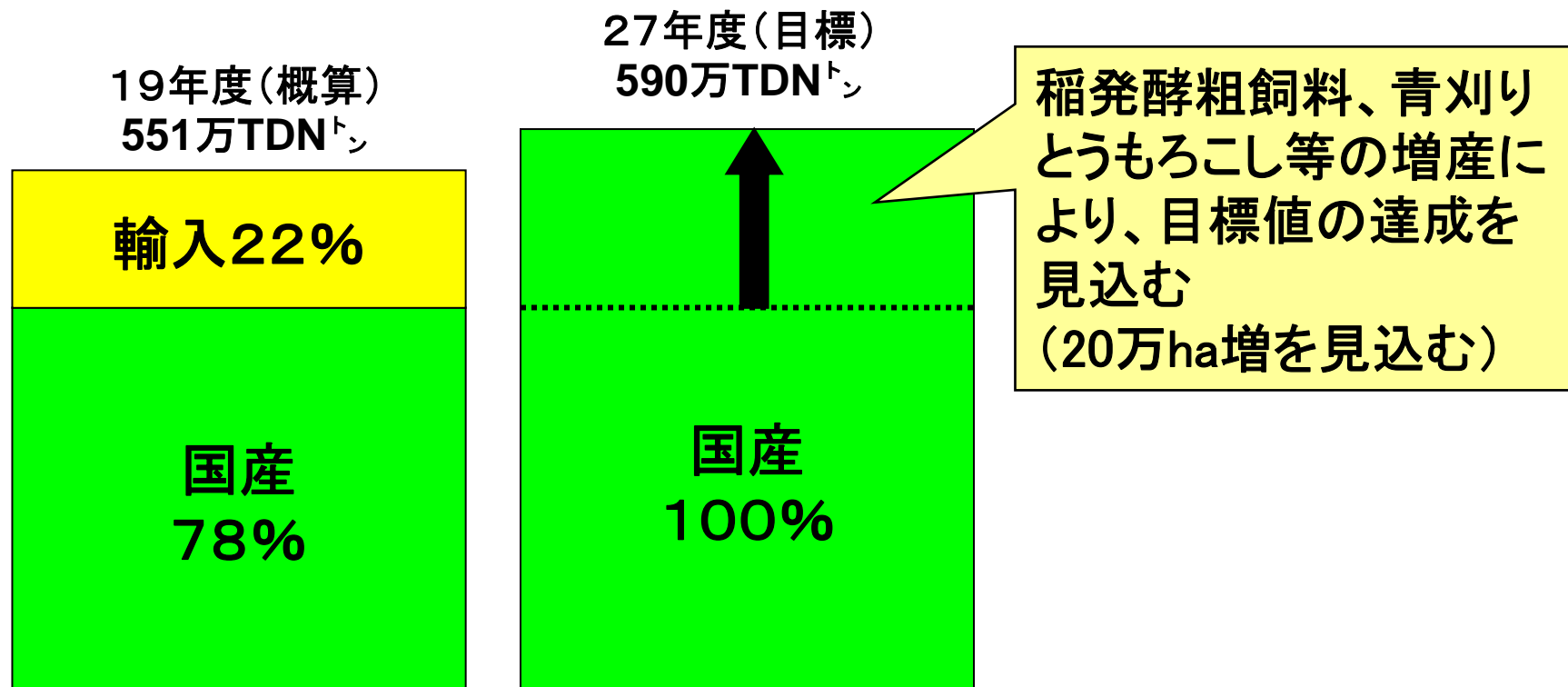
農林水産省消費・安全局

畜水産安全管理課

検討の背景

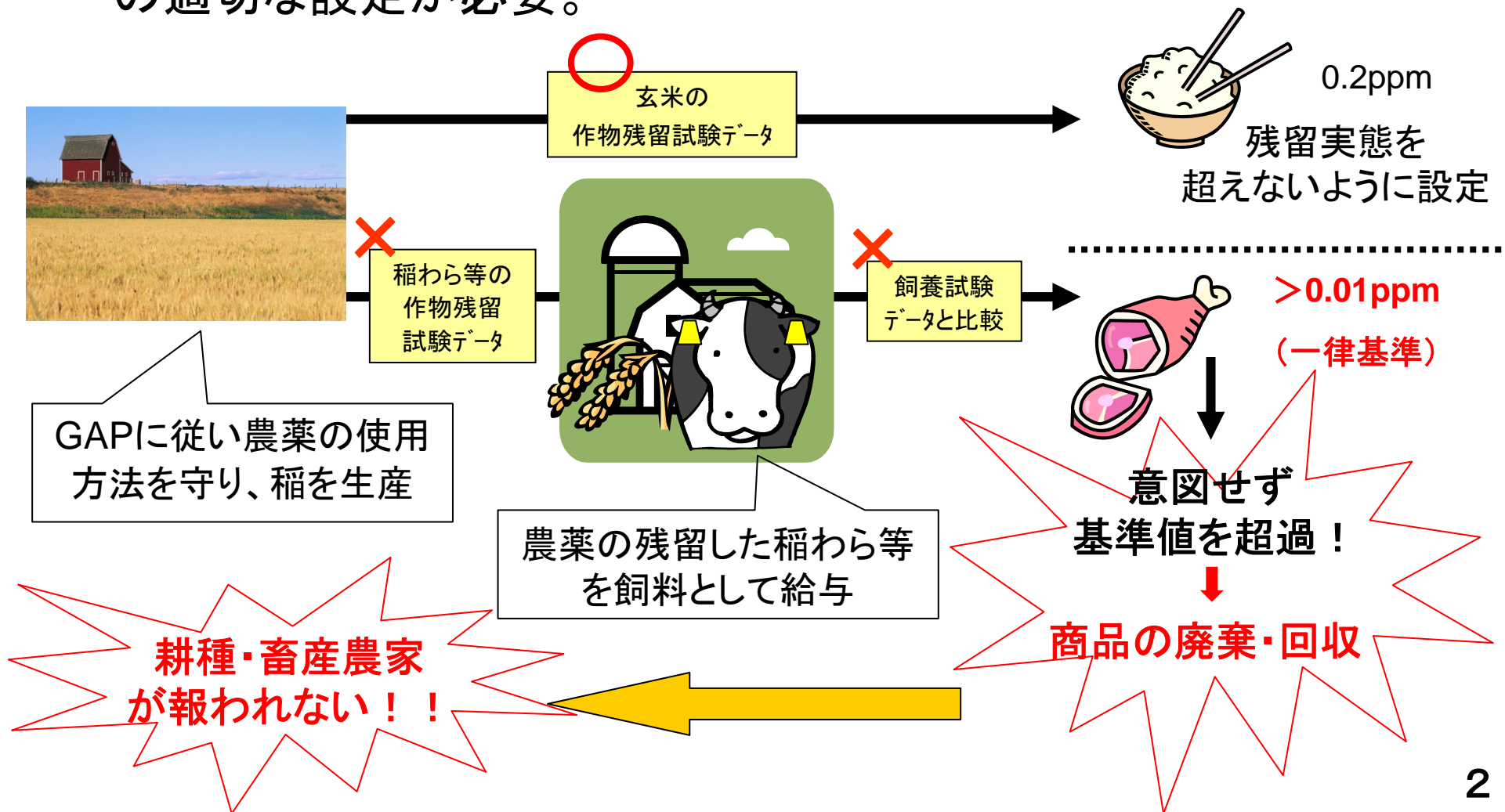
現在、輸入乾牧草と競争力のある粗飼料の増産を中心として飼料自給率の向上を目標に施策を展開。

一方、稲わら等を給与された家畜に由来する畜産物の安全を確保することが喫緊の課題。



稲わら等の農薬の残留基準値の必要性

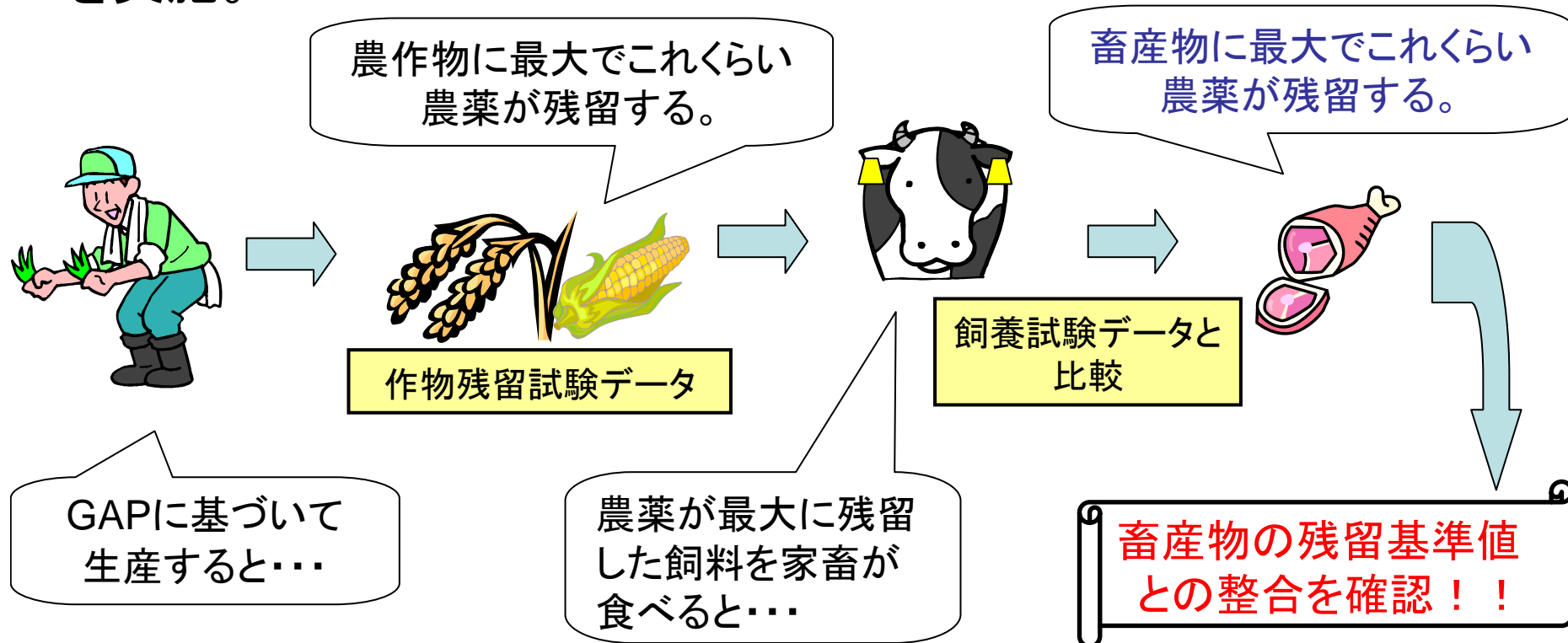
畜産物の安全確保及びその供給が滞らないように、稲わら等の農薬の残留基準値の設定、畜産物の農薬の残留基準値の適切な設定が必要。



適切な農薬の残留基準値の設定

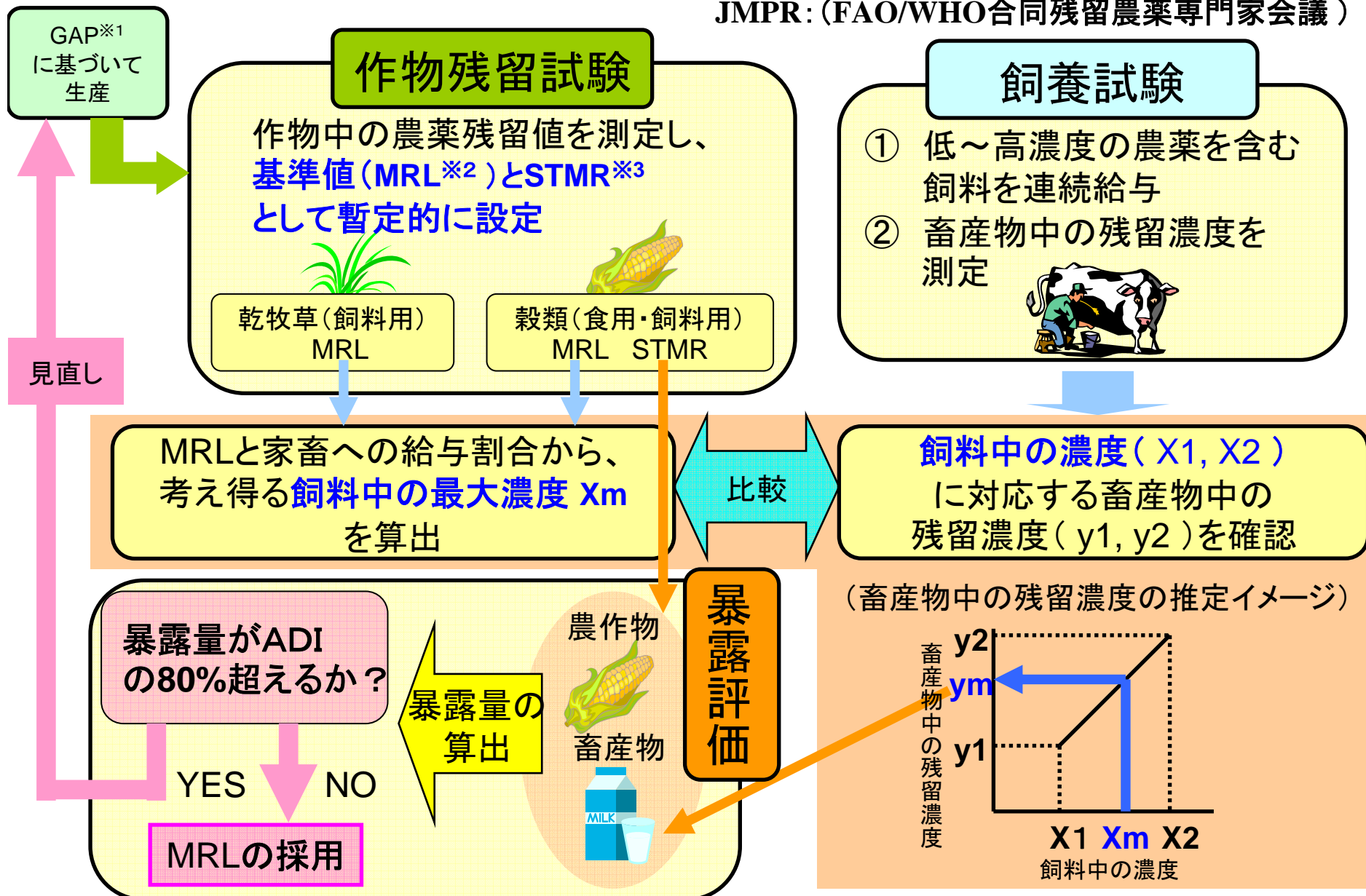
科学的データに基づき、

- ①飼料となる可能性がある農作物の残留農薬が、飼料を通じて畜産物へ蓄積する場合の最大残留濃度(ワーストケース)と
 - ②現行の食品衛生法で定められている畜産物の残留基準値
- とを比較して整合性を図るとともに、必要に応じてリスク管理措置を実施。



JMPRにおける飼料の残留農薬基準値の設定の考え方

JMPR: (FAO/WHO合同残留農薬専門家会議)



※1: Good Agricultural Practice (適正農業規範)、※2: Maximum Residue Limit (作物残留最大基準値)、
 ※3: Supervise Trial Median Residue (作物残留試験で得られた残留濃度の中央値)

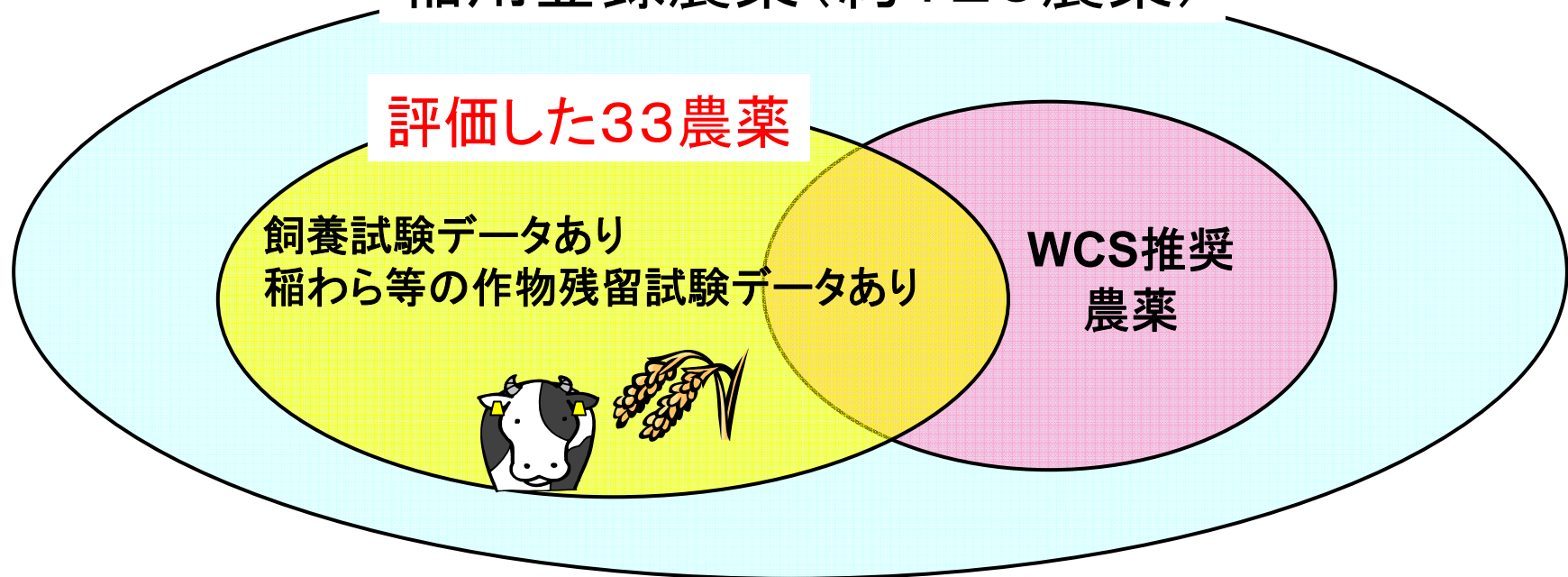
今回評価した農薬

国内で稲用に登録されている農薬のうち、

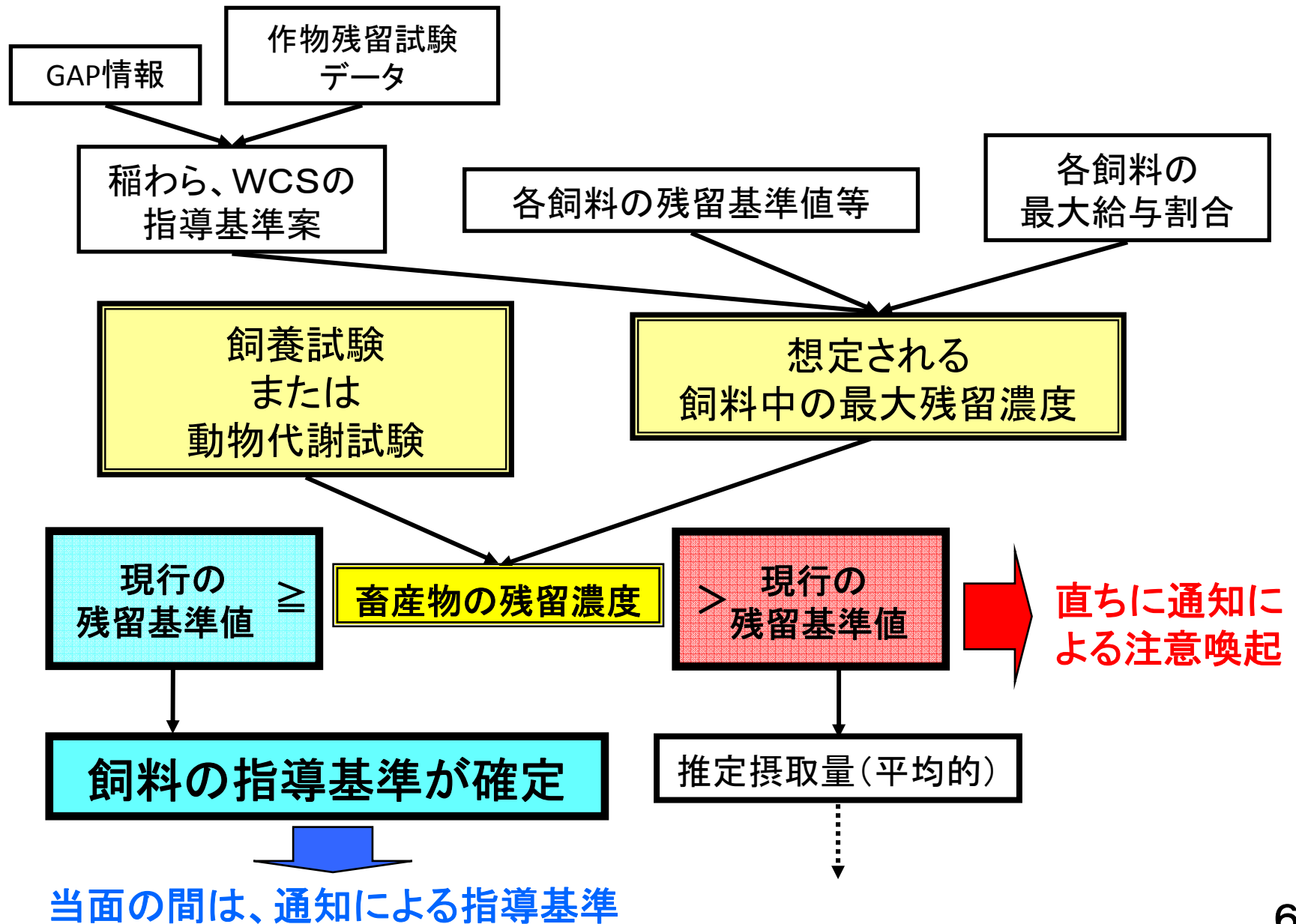
- ・原則として牛での飼養試験データ
- ・稲わら等の作物残留試験データ

のある**33農薬**を評価

稲用登録農薬(約120農薬)



飼料に関するリスク管理措置の手順



飼料に関するリスク管理措置の手順

$80\%ADI \geq$ 推定摂取量(平均的) $> 80\%ADI$

厚生労働省に
データ、評価結果を提出

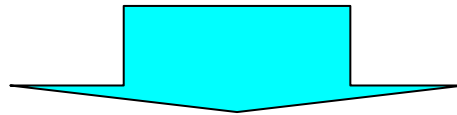
- ・ 畜産物の残留基準値の見直し
- ・ 飼料の指導基準値を確定

1. 飼料の給与割合を制限
2. 飼料としての使用を制限
3. 現行基準値から、飼料基準値を設定
4. 適用作物の変更

1と2が短時間で実行可能なリスク管理措置

評価結果と今後の対応

1. 稲わら等、飼料として利用する農作物への農薬の使用を制限(3農薬)
2. 農薬を使用した粗飼料の給与割合を制限(3農薬)
3. 稲わら及び稲発酵粗飼料の指導基準を設定



- 1及び2については、**課長通知(参考1)による注意喚起**
- 3については、**パブリックコメント(参考2)終了後、局長通知による指導基準を発出**
- 今後、厚生労働省にデータ、評価結果を提出し、**畜産物の残留基準値の見直しを要請**

通知による注意喚起

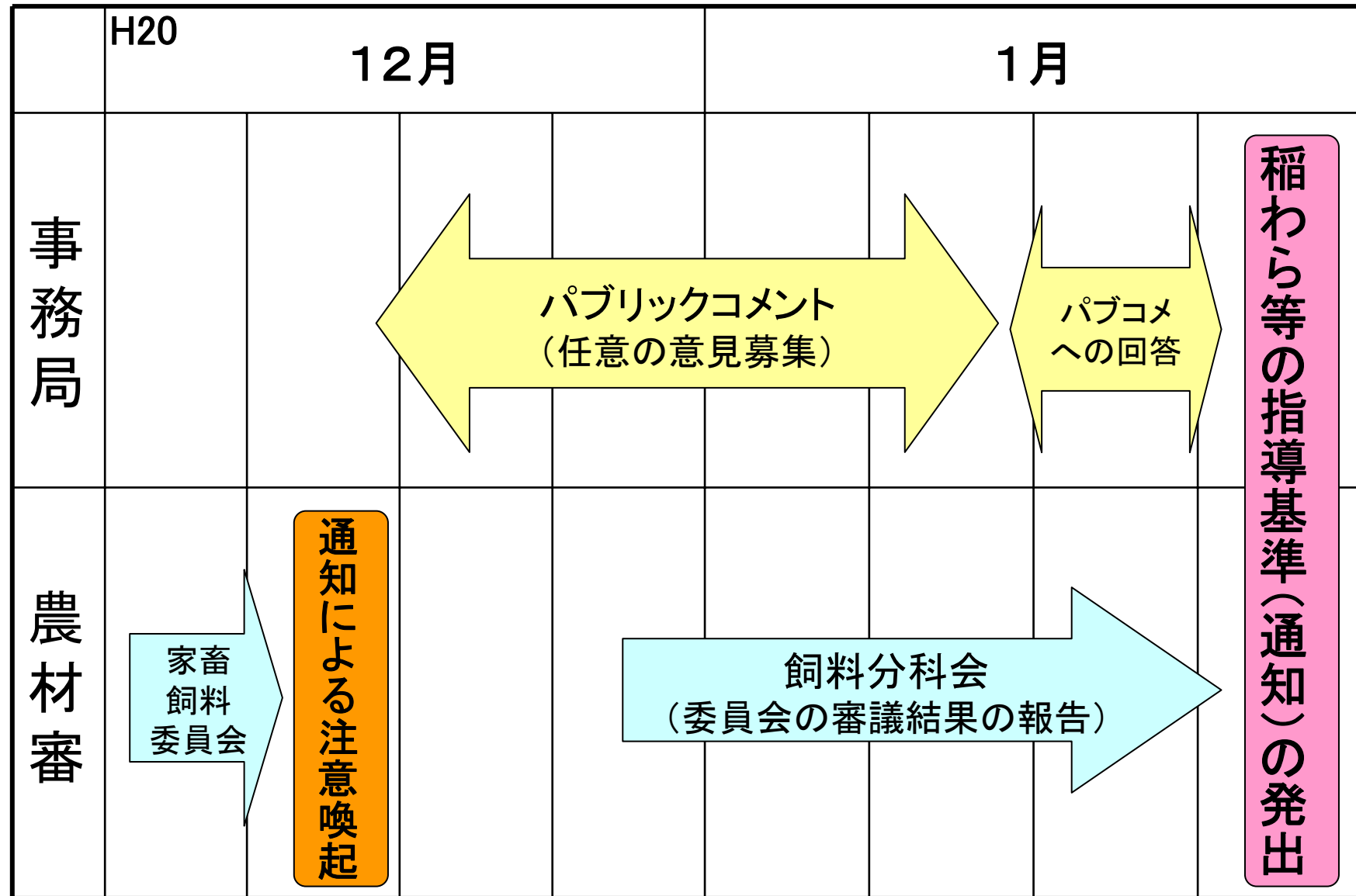
1. エトフェンプロックス又はトリシクラゾールは、当分の間、稲わらを飼料として利用する予定の稲、稲発酵粗飼料用稲等、飼料として利用する（副産物を飼料として利用する場合を含む。）農作物に使用しないこと。
2. フサライドは、当分の間、稲発酵粗飼料用稲に使用しないこと。
3. イミダクロプリド、テブフェノジド又はブプロフェジンを使用した粗飼料（乾牧草、生牧草、稲発酵粗飼料、サイレージ等）の給与割合は、当分の間、飼料全体の概ね7割以下に抑えること。

稲わら及び稲発酵粗飼料の指導基準案(抜粋)

適用	有害物質名	対象となる飼料	基準	その他の事項
殺虫剤	イミダクロプリド	稲わら 稲発酵粗飼料	10 3	牛(肉用に出荷する牛又は搾乳を行うために使用する牛をいう。以下同じ。)にイミダクロプリドを使用した粗飼料(乾牧草、生牧草、稲発酵粗飼料、サイレージ等)を給与する場合、当分の間、その割合を飼料全体の概ね7割以下に抑えること。
	スピノサド	稲わら 稲発酵粗飼料	0.5 0.2	
	ダイアジノン	稲わら 稲発酵粗飼料	2 1	
殺菌剤	エディフェンホス	稲わら 稲発酵粗飼料	10 1	フサライドは当分の間、稲発酵粗飼料に使用しないこと。
	フサライド	稲わら	130	
	メタラキシル	稲わら 稲発酵粗飼料	0.5 0.2	
除草剤	グリホサート	稲わら 稲発酵粗飼料	0.2 0.2	
	ベンタゾン	稲わら 稲発酵粗飼料	0.3 0.1	

エトフェンプロックス又はトリシクラゾールは、当分の間、稲わらを飼料として利用する予定の稲、稲発酵粗飼料用稲等、飼料として利用する(副産物を飼料として利用する場合を含む。)農作物に使用しないこととし、稲わら及び稲発酵粗飼料の基準を設定しない。

全体スケジュール(予定)





20 消安第 9 1 4 4 号
平成 20 年 1 2 月 1 1 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

稲を適用農作物とする農薬を使用した飼料の取扱いについて

現在、当省においては、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上等を図るため、自給飼料基盤に立脚した畜産経営により、健康な家畜から生産される国産畜産物を供給することを目指して、稲わらの利用拡大、稲発酵粗飼料の生産・利用拡大の取組を推進しているところです。

これまで、飼料用稲わらについては、肉用に出荷する牛又は搾乳を行うために飼養する牛（以下「牛」という。）に給与する場合には、稲わらに残留するひ素の摂取量を抑制するため、その給与割合を飼料全体の概ね 2 割以下に抑えることとする旨の対策を講じてきたところであり（平成 15 年 4 月 16 日付け 15 生畜 538 号生産局長通知）、今後ともその実施が求められます。

一方、今般、飼料の適正使用による畜産物の安全確保を図るため、稲を適用農作物とする農薬のうち、国際的な考え方に則した科学的な評価に必要なデータが得られた 33 農薬（別紙）を使用した飼料の取扱いについて評価を行いました。

当該評価の結果、牛に給与する飼料については、今後、「飼料の有害物質の指導基準の制定について（昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号畜産局長通知）」を改正して、稲わら及び稲発酵粗飼料の指導基準を定めることとしており、今般、当該通知の一部改正案についての意見・情報の募集手続を開始したところです。本改正案については、意見・情報の募集手続の結果を考慮した上、決定することとしておりますが、本改正案のとおり改正されることとなる場合は、下記の対策を講じることとなることから、農業・畜産関係団体、耕種農家、畜産農家等の貴管下関係者への周知方よろしく申し上げます。

なお、下記の対策については、食品衛生法に基づく畜産物中に残留する農薬の残留基準の改正が行われる際に、適宜、見直しを検討することを申し添えます。

記

1. エトフェンプロックス又はトリシクラゾールは、当分の間、稲わらを飼料として利用する予定の稲、稲発酵粗飼料用稲等、飼料として利用する（副産物を飼料として利用する場合を含む。）農作物に使用しないこと。
2. フサライドは、当分の間、稲発酵粗飼料用稲に使用しないこと。
3. イミダクロプリド、テブフェノジド又はブプロフェジンを使用した粗飼料（乾牧草、生牧草、稲発酵粗飼料、サイレージ等）の給与割合は、当分の間、飼料全体の概ね 7 割以下に抑えること。

1 殺虫剤（15農薬成分）

イミダクロプリド
エトフェンプロックス
カルボスルファン
クロチアニジン
スピノサド
ダイアジノン
チアクロプリド
チアメトキサム
テブフェノジド
フィプロニル
フェンチオン
フェントエート
ブプロフェジン
マラチオン
メトキシフェノジド

2 殺菌剤（11農薬成分）

アゾキシストロビン
エディフェンホス
クロロタロニル
チウラム
カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル
トリシクラゾール
フサライド
フルジオキサニル
フルトラニル
プロクロラズ
メタラキシル

3 除草剤（7農薬成分）

2, 4-D
グリホサート
グルホシネート
ジクワット
パラコート
ハロスルフロンメチル
ベンタゾン

飼料の有害物質の指導基準の制定についての一部改正案について

1 現行制度の概要

平成18年5月、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）が施行されたことにより、食品に残留する農薬、動物用医薬品又は飼料添加物に関しポジティブリスト制度（農薬等が一定の基準を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度）が導入された。

この制度の施行に伴い、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）においては、飼料の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の一部を改正し、法第3条第1項の規定に基づく飼料の成分の規格として、輸入飼料原料を中心に、穀物及び牧草に使用される60農薬に対する飼料中の残留基準値を定めたところである。また、従前より、同様の目的で農業資材審議会の意見を聴いて法23条の判断基準となる指導基準を「飼料の有害物質の指導基準の制定について（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号畜産局長通知。以下「通知」という。）」において定めてきた。

2 改正の内容

飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上等を図るため、自給飼料基盤に立脚した畜産経営により、健康な家畜から生産される国産畜産物を供給することを目指して、稲わらの利用拡大、稲発酵粗飼料の生産・利用拡大の取組が推進されている。このような状況の中で、これらの飼料を給与した畜産物の安全及びその円滑な流通を確保するためには、稲わら等における農薬の残留実態を考慮した指導基準の設定等のリスク管理措置を講ずる必要がある。

そこで、今般、国内で稲を適用農作物とする農薬のうち、国際的な考え方に則した科学的な評価に必要なデータが得られた農薬を選定し、選定された農薬を対象に、稲わら等飼料となる可能性がある農作物に残留する農薬濃度と牛への飼料の給与実態から、畜産物に移行・残留する農薬濃度を算出し、食品衛生法の畜産物の残留基準値との比較・検証方法について、農業資材審議会飼料分科会安全性部会家畜飼料委員会です承を得た。

本改正案は、これを踏まえて、通知の一部改正を行い、稲わら及び稲発酵粗飼料中に農薬の成分である物質が超えて含まれてはならない量（指導基準）等を定めようとするものであり、具体的な指導基準案は別添のとおり。

また、本改正案については、通知の日から6ヶ月後の日から適用することとしている。

なお、今回選定しなかった農薬については、評価に必要なデータが整備され次第、順次評価を行うこととしている。

(別添)

稲わら及び稲発酵粗飼料の指導基準案

単位：ppm

適用	有害物質名	対象となる飼料	基準	その他の事項
殺虫剤	イミダクロプリド	稲わら 稲発酵粗飼料	10 3	牛（肉用に出荷する牛又は搾乳を行うために使用する牛をいう。以下同じ。）にイミダクロプリドを使用した粗飼料（乾牧草、生牧草、稲発酵粗飼料、サイレージ等）を給与する場合、当分の間、その割合を飼料全体の概ね7割以下に抑えること。
	カルボスルファン	稲わら 稲発酵粗飼料	0.7 1	
	クロチアニジン	稲わら 稲発酵粗飼料	2 1	
	スピノサト	稲わら 稲発酵粗飼料	0.5 0.2	
	ダィアジノ	稲わら 稲発酵粗飼料	2 1	
	チアクワプリド	稲わら 稲発酵粗飼料	0.5 0.2	
	チアトキサム	稲わら 稲発酵粗飼料	0.2 0.1	
	テブフェノジド	稲わら 稲発酵粗飼料	20 10	牛にテブフェノジドを使用した粗飼料（乾牧草、生牧草、稲発酵粗飼料、サイレージ等）を給与する場合、当分の間、その割合を飼料全体の概ね7割以下に抑えること。
	フィプロニル	稲わら 稲発酵粗飼料	0.2 0.1	
	フェンチオン	稲わら 稲発酵粗飼料	2 0.1	
	フェントエト	稲わら 稲発酵粗飼料	2 1	
	ブプロフェジン	稲わら 稲発酵粗飼料	25 15	牛にブプロフェジンを使用した粗飼料（乾牧草、生牧草、稲発酵粗飼料、サイレージ等）を給与する場合、当分の間、その割合を飼料全体の概ね7割以下に抑えること。
	マラチオン	稲わら	0.2	
	トキシフェノジド	稲わら 稲発酵粗飼料	5 2	
殺菌剤	アゾキシストロビン	稲わら 稲発酵粗飼料	5 1	
	エディフェノス	稲わら 稲発酵粗飼料	10 1	
	クロタロニル	稲わら 稲発酵粗飼料	0.2 0.1	
	チウラム	稲わら 稲発酵粗飼料	0.04 0.02	
	カルベンダシム、チオファネート、チオファネートメチル及びビベノミル	稲わら 稲発酵粗飼料	0.3 0.1	
	フサライド	稲わら	130	フサライドは、当分の間、稲発酵粗飼料用稲に使用しないこと。
	フルジオキシニル	稲わら 稲発酵粗飼料	0.05 0.1	
	フルトラニル	稲わら 稲発酵粗飼料	20 5	
	プロクロラズ	稲わら 稲発酵粗飼料	0.2 0.1	
	メタラキシル	稲わら 稲発酵粗飼料	0.5 0.2	
	除草剤	2,4-D	稲わら	1
グリホサート		稲わら 稲発酵粗飼料	0.2 0.2	
ゲルホソネート		稲わら	0.5	
ジクワット		稲わら	0.05	
パラコート		稲わら	0.3	
ハロスルフロメチル		稲わら 稲発酵粗飼料	0.2 0.1	
ペンタゾン		稲わら 稲発酵粗飼料	0.3 0.1	

注1：指導基準を定めた農業成分ごとの稲わら又は稲発酵粗飼料は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の別表第1の1の(1)のセの表に定める牧草の基準値の対象に含まない。
注2：エトフェンブロックス又はトリシクラゾールは、当分の間、稲わらを飼料として利用する予定の稲、稲発酵粗飼料用稲等、飼料として利用する（副産物を飼料として利用する場合を含む。）農作物に使用しないこととし、稲わら及び稲発酵粗飼料の基準を設定しない。